

スカラシップの申請に必要な証明書類一覧

注意

※申請条件が複数当てはまる場合は一つの事由を選び、それぞれの条件にしたがって証明書類を提出してください。

※証明書類は、申請者の状況を証明するものとし、有効期間内であることとします。

申請理由	申請理由の証明書類
【1】児童扶養手当受給世帯の子ども	①②の書類のいずれか1つと③は必須（合計2枚） ①児童扶養手当証書 ②児童扶養手当保管証明 ③受給する子の健康保険証の写し、または住民票【全員の写し】（3ヵ月以内） ※有効期限の記載があるものは有効期限内であること
【2】住民税非課税世帯の子ども	①・②両方の書類を提出（合計2枚） ①市民税・県民税課税（非課税）証明書【世帯構成員全員分】 ※世帯構成員のうち、18歳未満の者の課税（非課税）証明書の提出は不要。 ②受給する子の健康保険証の写し、または住民票【全員の写し】（3ヵ月以内） ※有効期限の記載があるものは有効期限内であること
【3】就学援助を受けている世帯の子ども	①・②の書類のいずれか（合計1枚） ①就学援助認定通知書 ②就学援助費支給決定通知書 ※有効期限の記載があるものは有効期限内であること
【4】児童養護施設・里親などのもとで生活している子ども	①・②の書類のいずれか（合計1枚） ①施設等在籍証明書 ②児童（里親）委託証明書
【5】お子さんが4人以上いる世帯の子ども	①・②の書類のいずれか（合計1枚） ①住民票【全員の写し】（3ヵ月以内） ②戸籍全部事項証明書 ※有効期限の記載があるものは有効期限内であること
【6】親が配偶者から暴力を受け何らかの措置を受けている世帯の子ども	①・②・③の書類のいずれか1つと④は必須（合計2枚） ①配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出ていることがわかる資料 ②婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」 ③申請者より、配偶者等からの住民基本台帳の閲覧等の制限に係る申し出を受け、当該支援措置の対象となっていることがわかる資料 ④受給する子の健康保険証の写し、または住民票【全員の写し】（3ヵ月以内） ※有効期限の記載があるものは有効期限内であること
【7】障害や病気を抱えている子ども	①・②・③・④の書類のいずれか（合計1枚） ①医療機関の診断書の原本かコピー ②身体障害者手帳のコピー ③精神障害者保健福祉手帳のコピー ④療育手帳のコピー
【8】【9】【10】災害等で被災した子ども、外国にルーツのある子ども、きょうだい（病児・障害児の兄弟姉妹）	お問い合わせください。

本制度に関する問い合わせは下記のEメールアドレスまでお願い致します。

認定NPO法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン scholarship@ftcj.org